

# 令和6年度当初予算 ＜参考資料＞

1. 一般会計予算のフレーム
2. 一般会計歳入歳出予算（円グラフ）
3. 県税当初予算対比表
4. 財政調整基金等三基金及び県債残高の推移
5. 新規事業について
6. 使用料・手数料の改定について

# 一般会計予算のフレーム

(単位：億円、%)

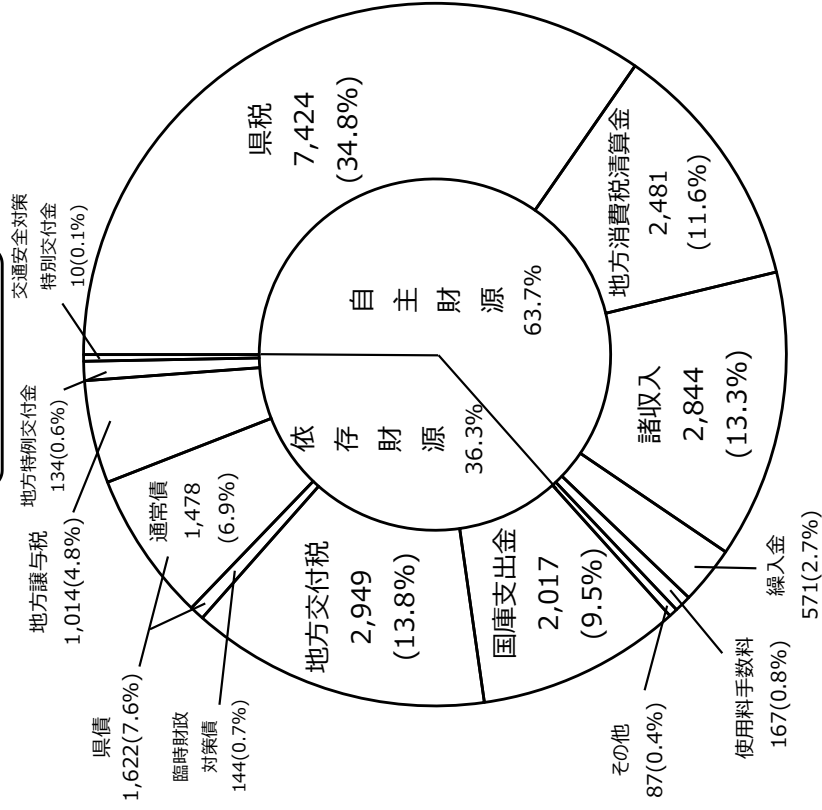
区 分	令和5年度16か月予算				【今回提案】 令和6年度16か月予算				比 較				
	令和4年度 12月補正予算 (経済対策)	令和4年度 2月補正予算 (経済対策)	令和5年度 当初予算	計 D (A+B+C)	令和5年度 12月補正予算 (経済対策)	令和5年度 2月補正予算 (経済対策)	令和6年度 当初予算	計 H (E+F+G)	当初比		16か月比		
									増 減 G-C	伸 率 G/C	増 減 H-D	伸 率 H/D	
	A	B	C	D	E	F	G	H					
歳 出	人件費		0.4	3,784			3,950	3,950	166	104.4	165	104.4	
	給与費		0.4	3,592			3,651	3,651	59	101.6	58	101.6	
	退職手当			192	192		299	299	107	155.7	107	155.7	
	社会保障費			3,683	3,683		3,839	3,839	156	104.2	156	104.2	
	公債費			2,400	2,400		2,469	2,469	69	102.9	69	102.9	
	補助事業費	459		1,060	1,519	570	7	1,155	1,732	95	109.0	213	114.0
	単独事業費	12	1	775	788	0.2	2	786	788	11	101.4	0.2	100.0
	小 計	471	1	1,835	2,307	570	9	1,941	2,520	106	105.8	213	109.2
	直轄事業負担金	47	2	186	234	42	1	183	225	△ 3	98.4	△ 9	96.2
	計	518	3	2,020	2,542	612	11	2,123	2,746	102	105.1	204	108.0
	災害復旧費			105	105			156	156	52	148.6	52	148.6
	行政施策費	179	97	5,381	5,656	134	77	4,343	4,553	△ 1,038	80.7	△ 1,103	80.5
	市町村交付金等			4,256	4,256			4,257	4,257	1	100.0	1	100.0
	その他		1	346	347		53	184	237	△ 162	53.2	△ 110	68.3
	合 計	697	101	21,975	22,772	746	140	21,321	22,207	△ 654	97.0	△ 565	97.5
コロナ対策関連予算除く	682	101	18,626	19,409	746	140	19,123	20,009	497	102.7	600	103.1	
歳 入	県税等			9,833	9,833			9,905	9,905	72	100.7	72	100.7
	地方譲与税等			990	990			1,148	1,148	157	116.0	157	116.0
	地方交付税	18	20	2,961	2,999	3	8	2,949	2,960	△ 12	99.6	△ 39	98.7
	国庫支出金	413	78	2,805	3,296	459	131	2,017	2,606	△ 788	71.9	△ 690	79.1
	県債	257	1	1,553	1,812	274	0.5	1,622	1,897	69	104.4	85	104.7
	通常債	257	1	1,276	1,535	274	0.5	1,478	1,753	202	115.8	218	114.2
	臨時財政対策債			277	277			144	144	△ 133	52.0	△ 133	52.0
	財政調整基金等三基金繰入金			323	323			260	260	△ 63	80.5	△ 63	80.5
	その他	8	1	3,509	3,519	10	1	3,420	3,431	△ 89	97.5	△ 87	97.5
	合 計	697	101	21,975	22,772	746	140	21,321	22,207	△ 654	97.0	△ 565	97.5

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

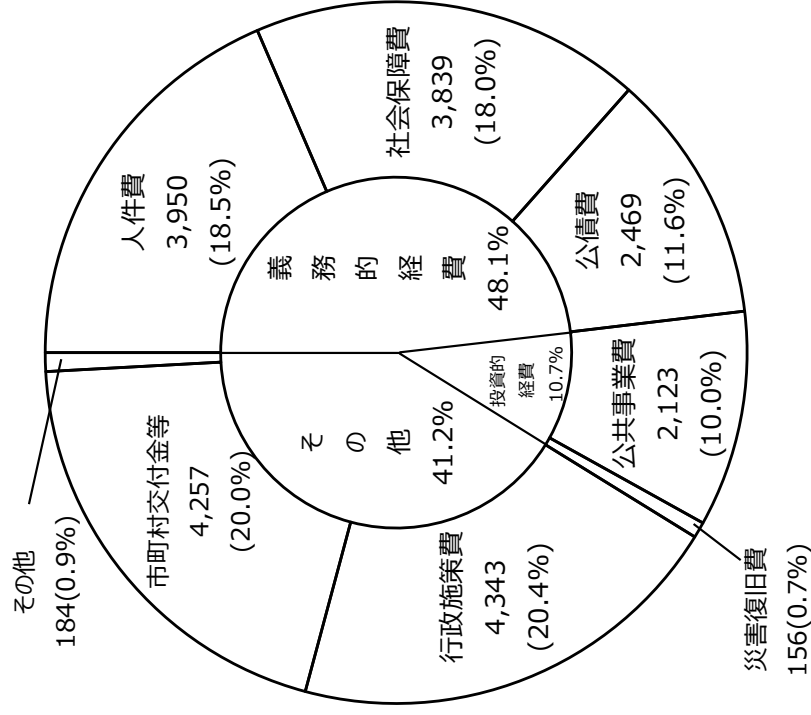
# 令和6年度一般会計当初予算

総額 2兆1,321億円

## 歳入



## 歳出



<単位：億円、( )は構成比>

※表示未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

令和6年2月15日

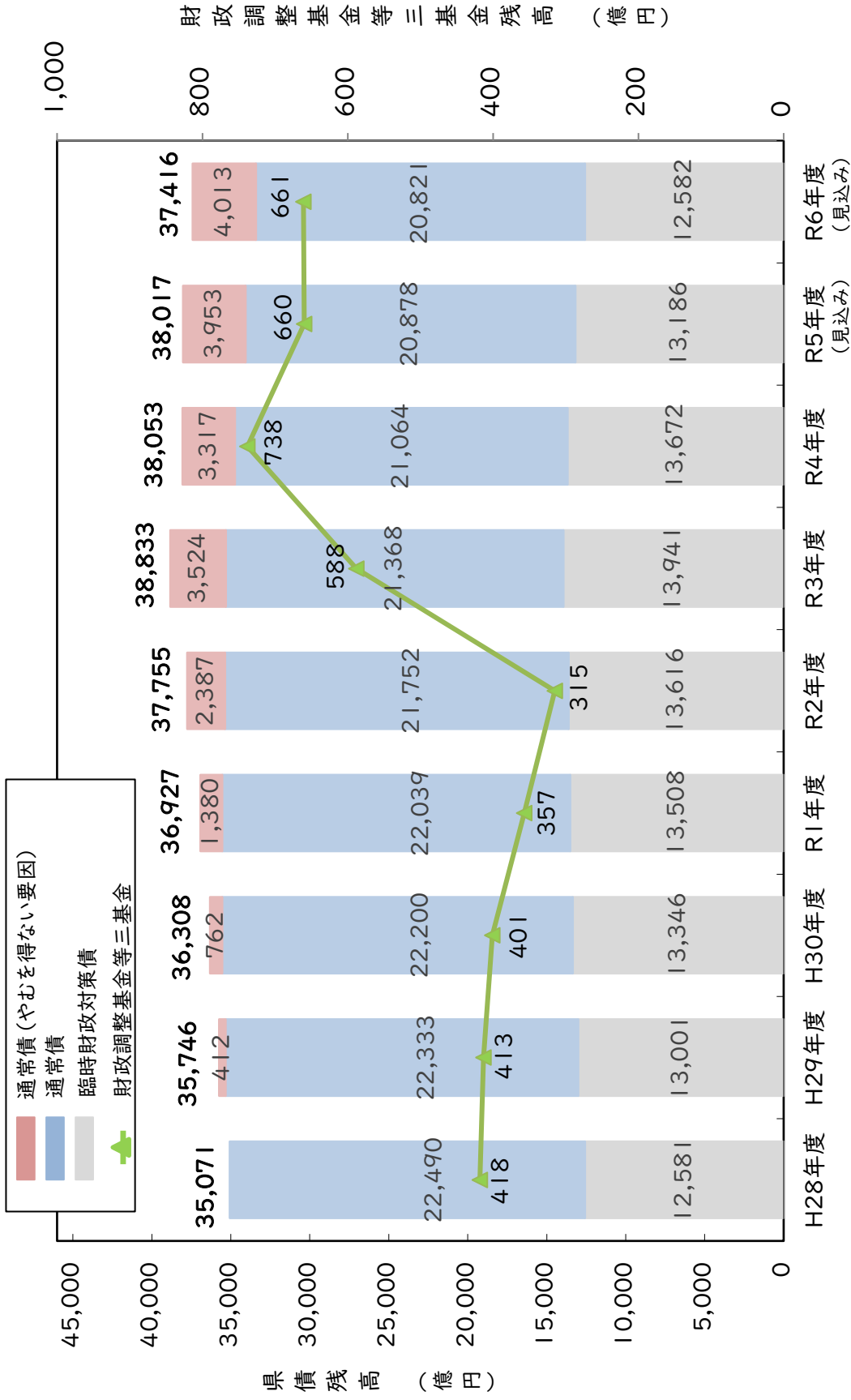
担当課	税務課
内線	2286
直通	092-643-3063
担当	清水

## 令和6年度県税当初予算対比表

(単位：千円、%)

区 分		令和6年度 当初予算額 ①	令和5年度 当初予算額 ②	予算増減額 (対前年) ①-②	増減率 ①/②
県 民 税	個人	140,074,292	145,241,287	▲ 5,166,995	96.4
	法人	16,591,215	17,087,207	▲ 495,992	97.1
	利子割	290,591	310,697	▲ 20,106	93.5
	小計	156,956,098	162,639,191	▲ 5,683,093	96.5
事 業 税	個人	8,479,946	8,205,400	274,546	103.3
	法人	178,111,582	170,774,132	7,337,450	104.3
	小計	186,591,528	178,979,532	7,611,996	104.3
地 方 消 費 税	譲渡割	145,095,800	143,456,285	1,639,515	101.1
	貨物割	120,144,297	116,448,941	3,695,356	103.2
	小計	265,240,097	259,905,226	5,334,871	102.1
不動産取得税		19,512,237	19,226,598	285,639	101.5
県たばこ税		6,587,954	6,401,417	186,537	102.9
ゴルフ場利用税		1,069,722	1,160,661	▲ 90,939	92.2
軽油引取税		37,973,345	37,742,089	231,256	100.6
自 動 車 税	環境性能割	6,520,414	4,558,147	1,962,267	143.0
	種別割	59,873,042	59,663,187	209,855	100.4
	小計	66,393,456	64,221,334	2,172,122	103.4
鉱区税		4,887	4,646	241	105.2
狩猟税		18,720	18,592	128	100.7
産業廃棄物税		182,141	184,928	▲ 2,787	98.5
宿泊税		1,864,835	1,393,850	470,985	133.8
旧法による税(自動車税)		1,857	4,037	▲ 2,180	46.0
県税合計		742,396,877	731,882,101	10,514,776	101.4
地方消費税清算金(歳入)		248,087,611	251,449,473	▲ 3,361,862	98.7
県税等		990,484,488	983,331,574	7,152,914	100.7
地方消費税清算金(歳出)		244,299,469	246,111,455	▲ 1,811,986	99.3
合計(地方消費税清算後)		746,185,019	737,220,119	8,964,900	101.2
(法人二税)		194,702,797	187,861,339	6,841,458	103.6

# 財政調整基金等三基金及び県債残高の推移



※令和4年度までは決算額、令和5年度及び令和6年度は見込額

※やむを得ない要因：災害復旧・復興対策、国の防災・減災、国土強靱化への対応、国の補正予算対応、減収補填債発行、コロナ感染症対策

# 令和6年度当初予算における新規事業について

(単位：千円)

部名	課名	科目			事項名	予算額	説明			
		款	項	目						
総務部	財産活用課 こども福祉課	2	1	1	[新] 久留米児童相談所整備費	26,890	○ 久留米児童相談所の施設整備に要する経費 ・工 期 令和6年～8年度			
					5	3	4	[新] 大牟田児童相談所整備費	12,000	○ 大牟田児童相談所の施設整備に要する経費 ・工 期 令和6年～9年度
								[新] 宗像児童相談所整備費	11,518	○ 宗像児童相談所の施設整備に要する経費 ・工 期 令和6年度
	防災企画課	2	6	1	[新] みんなで備える地震対策費	60,584	○ 南海トラフ地震等の被害想定を踏まえた地域防災計画の見直しに要する経費 32,816 ○ 防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」への地震メニュー追加に要する経費 13,118 ○ 地震防災の普及啓発等を図るイベントの開催に要する経費 14,650			
					[新] デジタルでまもる防災推進費	57,135	○ AI防災・危機管理サービスの活用拡大に要する経費 31,700 ○ 防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」への河川カメラ画像追加に要する経費 6,435 ○ 「AI技術」を活用した災害リスク予測システムの実証導入に要する経費 9,000 ○ 災害時における衛星データの利活用実証に要する経費 10,000			
	企画画地域振興部	総合政策課	2	2	1	アンテナレストランを活用した情報発信事業費	6,000	[新] 英語圏の外国人向け広報に要する経費		
2					国際金融機能形成促進費	29,846	[新] 北米における誘致活動の強化に要する経費			
情報政策課		2	2	6	フルデジタル県庁推進費	23,074	[新] 生成AIを活用したチャットシステムの構築に要する経費 18,440 [新] 職員のDXに関する研修に要する経費 4,634			
					[新] 市町村の生成AI利活用促進費	4,846	○ 市町村職員に対する生成AIに関するワークショップの開催等に要する経費			
交通政策課		2	2	3	[新] 地域公共交通人材確保対策費	17,229	○ バス、タクシー運転手の魅力発信に要する経費 16,924 ○ 福岡県地域公共交通運転手確保対策実行委員会(仮称)の運営に要する経費 305			
					[新] 鉄道駅バリアフリー化促進費	23,750	○ 鉄道駅のバリアフリー化に対する助成			
					MaaSによる地域公共交通利用促進費	22,908	[新] 九州MaaS事業に要する経費			
政策支援課		2	2	2	福岡県移住・定住促進費	11,657	[新] 民間企業が開催する大規模イベントへの出展及び移住者サロンの同時開催に要する経費			
					[新] 日本青年会議所福岡大会助成費	20,000	○ 福岡青年会議所主催の全国大会記念事業に対する助成 時 期: 令和6年10月 開催地: 福岡市			
空港事業課		2	2	3	北九州空港貨物拠点化推進費	153,648	[新] 半導体貨物の集貨等に対する助成 138,859 [新] 国内貨物専用便を利用した貨物輸送に対する助成 14,789			
					北九州空港広域アクセス向上事業費	12,284	[新] バスアクセスの検討に向けた動態調査に要する経費			
国際政策課		2	2	7	[新] 海外人材活躍推進費	74,220	○ FUKUOKA IS OPENセンター(仮称)の開設・運営に要する経費 60,586 ○ 海外人材の就労促進に向けた企業開拓及び留学生等の支援に要する経費 13,634			
	[新] 外国人地域防災力強化事業費				1,878	○ 外国人コミュニティ代表者を対象とした防災教室等の実施に要する経費				
	[新] 福岡県・バンコク都アントレプレナーシップ人財育成費				7,085	○ 県とバンコク都の大学生や社会人を対象としたアントレプレナーシップを持つ人財育成プログラムに要する経費				
地域課	2	2	7	[新] バンコク都友好交流促進費	6,411	○ バンコク都との交流促進に要する経費				
				多様な主体の協働による被災者支援体制機能強化費	3,745	○ 被災者支援団体の拡大のためのセミナーに要する経費 2,456 ○ 災害ボランティア活動の広域調整訓練の実施に要する経費 1,289				
人づくり・県民生活部外	社会活動推進課	5	1	1	芸術文化祭開催費	37,152	[新] オープニングフェスの開催に要する経費 28,175 [新] 芸術文化祭のインターネット発信に要する経費 3,642 [新] 伝統芸能の魅力発信に要する経費 5,335			
					[新] 子どもの文化芸術鑑賞・体験事業費	5,912	○ 小・中・特別支援学校や小児医療施設等への芸術家の派遣に要する経費 3,912 ○ 文化団体が開催する子どもの鑑賞・体験事業に対する助成 2,000			
					[新] 文化芸術イノベーションアカデミー事業費	4,012	○ 地域の文化芸術事業の企画力向上に向けた研修に要する経費			
					障がい者文化芸術活動推進費	11,568	○ 障がい者アートの普及促進に要する経費 ・[新] 作品レプリカ及び画像データの販売事業に要する経費 2,126 ・[新] 県庁舎等における作品レプリカの展示に要する経費 9,442			

部名	課名	科目			事項名	予算額	説明			
		款	項	目						
人 づ く り ・ 県 民 生 活 部 外 部	文化振興課	5	1	2			○ 施設命名権収入を財源とした各施設の利便性向上のための整備に要する経費			
	公園街路課	8	5	4	[新] ネーミングライツ関連事業費	7,728	・人づくり・県民生活部所管 ・建築都市部所管 ・教育委員会所管			
	体育スポーツ健康課	10	7	3			2,916 2,436 2,376			
	男女共同参画推進課	5	1	2	[新] ジェンダー平等フォーラム開催費	5,411	○ 「福岡県ジェンダー平等フォーラム(仮称)」の開催に要する経費			
					[新] 若者のジェンダー平等理解促進費	1,413	○ 高校生を対象としたジェンダー平等に関するワークショップの開催に要する経費			
					[新] 女性活躍に向けた社会のマインドチェンジ促進費	8,040	○ 経営層に女性活躍に向けた若者の意見を発信するための動画制作に要する経費			
					[新] 女性活躍のための企業人材育成費	1,119	[新] 女性が働きやすい職場環境整備促進のための経営層・人事労務責任者向け研修に要する経費			
					[新] 女性の起業促進費	2,368	○ 「福岡県女性の起業サポートデスク(仮称)」の運営に要する経費 ○ 女性の先輩起業家と交流ができる「福岡県女性起業家育成ネットワーク(仮称)」の運営に要する経費			
					[新] 女性人材育成のためのネットワーク形成費	3,289	[新] 「福岡キャリア・カフェ」の全体交流会及び「出張カフェ」の開催に要する経費			
					[新] 女子中高生のためのキャリアデザイン応援事業費	6,000	○ 様々な分野で活躍する女性ロールモデルによるトークライブの開催に要する経費 ○ 「世界を駆ける！令和の女性リーダーフォーラムin福岡(仮称)」の開催に要する経費			
					[新] 困難な問題を抱える女性への支援費	23,895	[新] 「福岡県女性サポートホットライン(仮称)」の設置・運営に要する経費			
	生活安全課	5	1	2	消費行政活性化事業費	5,829	[新] SNSを活用した消費者被害防止のための啓発に要する経費			
	政策課	10	8	1	ワンヘルス教育推進費	7,131	[新] 県内大学におけるワンヘルス教育プログラムの導入促進のためのアドバイザーの設置等に要する経費			
	スポーツ企画課	5	1	2	[新] 世界少年野球福岡大会開催費	40,270	○ 「第30回世界少年野球大会福岡大会」の開催に要する経費			
					[新] 福岡県スポーツコミッション事業費	280,095	[新] 「バレーボールネーションズリーグ2024福岡大会」の開催を契機としたスポーツの振興に要する経費 [新] 「ツール・ド・九州」の開催に要する経費 [新] 「Fukuoka Sports Award 2024」の開催に要する経費			
										48,430 224,225 7,440
	保 健 医 療 介 護 部	保健医療介護総務課	3	1	2	[新] ワンヘルス体験学習ゾーン(仮称)整備費	6,843	○ 基本構想の策定に向けた、検討に必要なデータ収集等に要する経費		
						[新] ワンヘルスセンター研究力強化費	6,602	[新] 統合データベースの構築及び高性能ワークステーションの整備に要する経費 [新] e-ラーニングや大学・学会派遣によるリスキングの導入に要する経費		
				3	5	[新] ワンヘルス国際連携推進費	15,361	[新] ワンヘルスに関する国際会議の誘致に要する経費		
[新] 「2025大阪・関西万博」におけるワンヘルスPR費						2,259	○ 「2025大阪・関西万博」において実施するワンヘルスに関する情報発信の実施に要する経費			
[新] アジア新興・人獣共通感染症センター(仮称)誘致推進費						3,398	[新] 九州大学との人獣共通感染症等に関する共同研究体制の整備に要する経費 [新] 九州一体となったモデル事業への展開に要する経費			
健康増進課				3	2	2	健康づくり県民運動事業費	10,295	○ 食生活の改善に関する取組みに要する経費 ・[新]スマソルレシピ集の活用促進 ○ 運動習慣の定着に関する取組みに要する経費 ・[新]おおすすめ運動情報発信サイトの制作・広報	
							5	[新] 精神障がい者入院者訪問支援モデル事業費	1,014	○ 訪問支援員の派遣に要する経費 ○ 訪問支援員養成研修に要する経費
療 介 護 部				がん感染症疾病対策課	3	3	5	疾病予防対策費	33,665	[新] 新興感染症発生に備えた検査体制の整備に要する経費 [新] 新興感染症発生に備えた医療機関等の人材育成に要する経費
								地域猫活動支援費	5,355	[新] 動物愛護センターにおける不妊去勢手術室の新設に要する経費
								[新] 多頭飼育問題対策費	2,821	○ 動物愛護団体等と連携した多頭飼育問題対策の実施に要する経費 ○ 飼育アドバイザースキルアップ研修の開催に要する経費
生活衛生課	3	3	4			2,596 225 10,000				
医療指導課	3	4	2	地域医療総合確保事業費	47,390	○ 地域における連携促進に要する経費 ・[新]医療介護データ活用救急医療DX推進費 ○ 在宅医療サービスの充実に要する経費 ・[新]在宅医療における利用者等からの暴力・ハラスメント対策費 ○ 医師等の確保・養成に要する経費 ・[新]外科医確保のための遠隔手術指導支援費				
業務課	3	4	4	少年の大麻乱用対策費	9,571	[新] 大麻乱用少年に対するアウトリーチ型支援に要する経費				
高齢者地域包括ケア推進課	3	5	3	地域介護総合確保事業費	47,715	○ 介護従事者の確保・養成に要する経費 ・[新]介護業務効率化支援センター事業費 ・[新]訪問介護等における利用者等からの暴力・ハラスメント対策費				
						31,035 16,680				

部名	課名	科目			事項名	予算額	説明
		款	項	目			
福	福祉総務課	5	2	1	福祉人材センター事業費	3,448	[新] 学生向け就活フェスタの開催に要する経費
					民生委員確保対策事業費	1,451	[新] 民生委員の活動内容を広報する動画・マンガの作成に要する経費
				2	災害福祉支援体制整備事業費	13,455	[新] 「地域協働型」災害ボランティアセンターの設置・運営研修等に対する助成 12,093 [新] 被災者見守り・相談支援の推進のためのマニュアル作成及び研修の実施に要する経費 1,362
社	こども未来課	5	3	1	[新] こどもまんなか社会づくり推進費	24,467	○ こども計画や施策に係る意見聴取に要する経費 10,679 ○ こどもまんなかの取組紹介等を行うポータルサイトの構築に要する経費 13,788
				1	[新] 保育士配置改善対策支援費	5,100	○ 配置基準改善に対応するための保育士確保の取組に対する助成
					[新] ママと赤ちゃんのための産後ケア利用促進費	120,633	○ 産後ケア利用者の負担軽減支援に要する経費 119,753 ○ 施設拡充及び市町村共同実施の推進に要する経費 880
					[新] プレコンセプションケア推進費	21,851	○ 福岡県プレコンセプションケアセンターの運営等に要する経費
					[新] こども家庭センター機能強化費	8,188	○ こども家庭センター等に配置された市町村職員に対する研修に要する経費
				1	[新] こどもの意見表明支援センター設置費	25,323	○ こども意見表明支援センターの設置に要する経費 22,600 ○ 権利擁護に関する専門部会の開催に要する経費 2,723
					1	障がい者社会参加促進費	10,845
				[新] 強度行動障がい支援人材育成費		7,206	○ 広域的支援人材の設置等に要する経費 6,737 ○ 有識者会議の開催に要する経費 469
				4		障がい者等収入向上支援費	1,735
				1	身体障がい者福祉事業費	1,571	○ 点字図書館運営費補助金 ・[新]機器の整備及び更新に対する助成
1	[新] 分身ロボットを活用した障がい者就労等推進費	12,294	○ 分身ロボットを活用した障がいのある人の社会参加実証に要する経費 3,936 ○ 分身ロボットを活用した重度障がいのある人の就労実証に要する経費 8,358				
	労働政策課	5	7	1	[新] 中小企業雇用環境改善支援センター設置費	19,322	○ 中小企業雇用環境改善支援センターの設置に要する経費
				外国人材受入企業支援費	5,206	[新] 出張相談員による企業訪問に要する経費 422 [新] 外国人材活用サポートページの開設に要する経費 4,784	
新雇用課	5	7	3	[新] ママと女性の就業支援センター設置費	66,077	○ ママと女性の就業支援センターの運営に要する経費 16,289 ○ 職業紹介及び県内4地域での合同会社説明会の開催等に要する経費 39,588 ○ キャリアプランシートの作成支援を行うプログラムの実施に要する経費 10,200	
			[新] 育児中の柔軟な働き方支援費	21,964	○ 柔軟な働き方導入促進セミナーの実施等に要する経費 19,341 ○ 育児中の柔軟な働き方に関する調査に要する経費 2,623		
新雇用課	5	9	1	[新] 障がい者雇用開拓費	40,693	○ 障がいのある人を雇用していない企業に対するコンサルティングに要する経費 6,448 ○ 重度障がい・精神障がいのある人のための短時間求人開拓に要する経費 5,516 ○ 職場実習等による障がいのある人の就業促進に要する経費 28,729	
				生涯現役社会推進費	17,857	[新] 求職活動等をインターネットで行えるようにするためのWebサイトの改修に要する経費	
職業能力開発課	5	8	1	[新] 正規雇用のためのリスキリング支援費	18,336	○ 企業が正規雇用を行うための非正規雇用労働者を対象とした受講料無料の支援プログラムの創設等に要する経費	
環境	環境保全課	4	1	1	アジア自治体間環境協力推進費	10,936	[新] バンコク都におけるごみ減量化の支援に要する経費
				[新] 太陽光発電設備等共同購入推進費	6,733	○ 共同購入による太陽光発電設備等の導入促進に要する経費	
				[新] 福岡カーボンクレジット活用促進費	12,172	○ CO2排出量削減取引(J-クレジット制度)の実施に要する経費	
				[新] AI技術を活用した大気汚染予測情報発信費	13,583	○ AI技術を活用した大気汚染予測システムの運用及び予測精度の向上に要する経費 6,276 ○ 情報発信システムの構築に要する経費 7,307	
				[新] 騒音・振動規制区域図デジタル化事業費	11,995	○ 騒音・振動規制区域図のデジタル化及び公開システムの構築に要する経費	
循環型社会推進課	4	1	1	[新] 使用済EVバッテリー資源循環モデル構築事業費	14,505	○ EVバッテリー資源循環モデル構築のための研究会の設置に要する経費	
			[新] 市町村におけるプラスチック分別収集・再資源化支援事業費	17,988	○ 再資源化体制構築のための検討会設置等に要する経費 11,960 ○ 市町村が行う分別収集・再資源化実証に対する助成 6,028		
			[新] 先進的プラスチック代替製品開発支援費	15,455	○ バイオプラスチック等を活用した先進的なプラスチック代替製品の開発に対する助成		



部名	課名	科目			事項名	予算額	説明
		款	項	目			
環境部	循環型社会推進 廃棄物対策	4	1	1 3	[新] 海岸漂着ごみ・クリーンアップ大作戦事業費	19,684	○ 日韓海峡沿岸8県市道による海岸漂着ごみ一斉清掃に要する経費 2,571 ○ ピーチクリーニング大会の開催に要する経費 11,135 ○ 海岸漂着ごみを使ったアート作品の制作及び展示に要する経費 5,978
	自然環境課	4	1	4	特定外来生物対策費 [新] 生物多様性に関するワンヘルス教育推進費	27,603 6,780	[新] アライグマ防除体制の整備等に要する経費 24,575 [新] アライグマ捕獲情報分析システムの構築に要する経費 3,028 ○ 生物多様性に関するワンヘルス教育プログラム案策定及び教材作成に要する経費
商部	商工政策課	7	1	1	テクノロジー人材育成・確保費	32,277	[新] 「福岡県ガールズテックプログラム(仮称)」の実施に要する経費 22,309 [新] テレビ・SNS等各種媒体を活用した県内技術系企業の情報発信に要する経費 9,968
	中小企業振興課	7	1	2	[新] 中小企業価格交渉・賃上げ支援費	4,203	○ 実践的なデジタル技術を習得する人材育成講座の実施に要する経費 ○ 中小企業における価格交渉のスキルアップのためのセミナー開催に要する経費
工部	新事業支援課	7	2	2	[新] アツギ・サッシンベンチャー創出育成費	40,965	○ 県内アツギの発掘・育成・交流・人脈形成を行う「福岡アツギ・ベース」の実施 9,211 ○ アツギベンチャーの新商品・新事業開発を支援する「福岡アツギ・ジャンプ」の実施 26,261 ○ 県内サッシンベンチャー(第二創業者)の発掘・育成・交流・人脈形成を行う「福岡サッシン・ベース」の実施 5,493
	新産業振興課	7	2	2	[新] スタートアップ・ベンチャー成長促進費	34,565	○ CIC Tokyoにおける「Fukuoka Innovation Night in Tokyo」の開催に要する経費 5,533 ○ 福岡進出に意欲のある首都圏のスタートアップや企業の本県招へいに要する経費 1,074 ○ CIC Fukuoka(仮称)開設に合わせた、スタートアップ・ベンチャー支援拠点「グローバル・コネクト・福岡(仮称)」新設準備に要する経費 27,958
工部	新事業支援課	7	2	2	[新] 福岡バイオエコシステム形成推進費	46,690	[新] 先駆的バイオベンチャーの米国での医薬品承認への支援に要する経費 12,000 [新] 海外展開アドバイザーによる現地情報提供、商談支援等の実施に要する経費 3,972 [新] 創薬及び機能性食品分野の海外大規模展示会への出展支援に要する経費 3,334 [新] 県内バイオベンチャーで構成されるポストンミッション団の派遣に要する経費 25,727 [新] 本県へのバイオベンチャー誘致に要する経費 1,657
	中小企業技術振興課	7	2	6	[新] 工業技術センターオンライン相談促進費	9,534	○ 工業技術センターの支援体制強化に要する経費
工部	中小企業技術振興課	7	2	6	[新] 県産低アルコール日本酒開発支援費	5,705	○ 福岡県独自の低アルコール日本酒用酵母の開発に要する経費 4,868 ○ 研究機関における工業技術センター職員の研修に要する経費 837
	新産業振興課	7	2	6	[新] 中小企業ロングライフ食品開発支援費	5,634	○ 県内企業によるロングライフ食品の開発支援に要する経費 4,797 ○ 研究機関における工業技術センター職員の研修に要する経費 837
工部	新産業振興課	7	2	6	未来IT産業振興事業費	23,958	[新] 福岡県未来IT産業振興会議(仮称)の設立に要する経費 5,233 [新] 未来のIT産業を担う人材を輩出する「福岡県HACK-Academia」の開催に要する経費 12,743 [新] 県内ブロックチェーン関連企業の首都圏でのピッチイベントへの登壇や情報発信支援に要する経費 5,982
	新産業振興課	7	2	6	[新] 宇宙ビジネス創出推進費	16,095	○ 宇宙ビジネスの展示会への出展支援に要する経費 3,568 ○ 県内宇宙ベンチャーによるピッチイベントの開催に要する経費 4,431 ○ 県内宇宙ビジネスの実態調査に要する経費 8,096
工部	新産業振興課	7	2	6	[新] 三次元半導体研究センター機能強化費	219,175	○ 三次元半導体研究センターにおける試作や評価解析に必要な最先端機器の導入に要する経費 200,000 ○ 三次元半導体研究センターの体制強化に要する経費 18,168 ○ 最先端実装研究会(仮称)の開催に要する経費 1,007
	新産業振興課	7	2	6	[新] 半導体産業新規参入・取引拡大推進費	29,096	○ アドバイザーによる半導体産業への新規参入や新分野参入、関連企業の取引拡大の支援に要する経費 6,564 ○ 九州半導体産業展への出展支援等に要する経費 12,602 ○ 半導体に関する国際カンファレンスSWTest Asiaにおける関連イベントの開催に要する経費 9,930



部名	課名	科目			事項名	予算額	説明				
		款	項	目							
農 林 水 産 部	経営技術支援課	6	1	1	[新] トレーニングファームを活用した担い手育成強化費	30,220	○ トレーニングファームにおいて実践的な経営研修を行うための施設整備等への支援に要する経費				
				2	[新] ICTフル活用型鳥獣捕獲強化費	19,963	○ ICTを活用して捕獲情報等のデータを可視化する新たな鳥獣被害対策システムの開発及び活用のための研修に要する経費				
				4	[新] 北海道と連携した外国人材派遣支援費	11,301	○ 北海道と連携した外国人材派遣の体制を構築するための受入調整や住宅確保等に要する経費				
					[新] ふるさとの漬物づくり応援事業費	45,000	○ 女性農林業者等のグループが漬物を製造するために必要な施設整備に対する助成				
	畜産課	6	3	2	ふくおかの畜産競争力強化費	54,860	[新] 「はかた地どり」「はかた一番どり」の処理加工施設における最新鋭解体設備の導入に対する助成 22,655 [新] 民間事業者との連携により「博多和牛」の増頭に取り組む繁殖農家の哺乳ロボットの導入等に対する助成 32,205				
	林業振興課	6	5	2	[新] ドローンを活用した造林推進費	6,635	○ 効率的な植栽作業を行うための林業用ドローンの操作技術を習得する研修に要する経費				
					[新] CLTにおける県産木材シェア拡大対策費	25,300	○ 県産木材を使用したCLTの流通経費の低コスト化実証に要する経費 22,315 ○ 中高層木造建築フォーラムの開催に要する経費 2,985				
	漁業管理課	6	6	2	[新] 藻場の再生による福岡ブルーカーボン推進費	14,711	○ ブルーカーボン推進協議会の運営等や海藻を食害するウニの有効活用の取組の支援に要する経費 3,910 ○ 藻場の現存量とCO <sub>2</sub> 固定量の効率的な算定技術の開発に要する経費 10,801				
					水産振興課	6	2	[新] ロゴマークを活用した「福岡有明のり」販売促進費	5,878	○ 民間事業者と連携した「福岡有明のり」の商品開発、共同販売会の開催等に要する経費	
	[新] 「福岡有明のり」のブランドを支える生産体制研究費	4,734	○ 養殖の大規模化に対応した新たな生産体制の検討に要する経費								
[新] 水産資源の有効活用につながる「ふくおかの魚」新商品づくり推進費	15,720	○ 冷凍水産物の供給拡大のために事業者が行う機器整備や商品開発等に対する助成 14,123 ○ 首都圏の飲食店等とのマッチングやフェア開催に要する経費 1,597									
企 画 課	8	1	1	[新] ドローンとAIを活用した土木施設点検費	66,756	○ 災害時等の土木施設点検を迅速化・効率化するためのドローン導入及び画像分析AIソフトの実用化に向けた検討に要する経費					
				道路維持課	8	2	1	[新] 道路管理情報の一元化事業費	81,000	○ 道路・防災情報の一元管理システムの構築に要する経費	
				河川整備課	8	3	2	河川防災関連等事業費	42,000	[新] 特定都市河川浸水被害対策事業費	
				砂防課	8	3	3	砂防災関連等事業費	395,850	[新] 特定緊急砂防事業費	
建 築 都 市 部	都市計画課	8	5	1	[新] 官民連携による公共空間の利活用費	15,000	○ 市町村と民間が連携して行うまちづくりに要する経費				
					[新] 盛土情報管理システム整備費	17,600	○ 盛土規制法の運用のための地理情報システムの導入に向けた基本設計に要する経費				
住宅計画課	8	6	1	子どもまんなか住宅流通促進費	47,875	[新] 既存住宅の建物状況調査に対する助成 7,840 [新] 若年世帯・子育て世帯が行う中古住宅のリノベーション工事に対する助成 40,035					
会 計 管 理 局 外	会 計 課 外 6 課 外	2	1	6	[新] コンビニ等収納推進費	314,782	○ 県への公金支払いをコンビニ・スマホ等により24時間可能とするためのシステム構築・改修に要する経費 ・福祉労働部所管 3,493 ・建築都市部所管 37,000 ・警察本部所管 58,965 ・教育委員会所管 200,694 ・会計管理局所管 14,630				
					警 察 本 部	9	1	2	警察安全相談強化費	3,410	[新] 電話相談に迅速・的確に対処するためのコールセンターシステムの導入に要する経費
1	2	3	交通事故抑止総合対策費	22,014					[新] 交通事故の渋滞緩和を図るための次世代型測量機器の導入に要する経費 9,871 [新] 自転車利用者のヘルメット着用のイメージ向上のためのCMグランプリ開催に要する経費 5,149 [新] 自転車の交通ルールを学ぶことができるウェブサイトの作成及び資機材の配備に要する経費 6,994		
							1	5	優良運転者更新センター運営費	38,364	[新] 優良運転者及び高齢者の免許センター移転に要する経費 時期：令和7年1月 場所：福岡市博多区
							2	[新] 特殊詐欺取締強化費	25,174	○ 犯罪組織・収益の実態解明に向けた資機材の整備に要する経費	
1	2	サイバー犯罪対策費	2,497	[新] サイバー攻撃被害の未然・拡大防止のための事業者との共同訓練の実施に要する経費							
		[新] 児童虐待事案早期対応体制強化費	9,870	○ 児童虐待カンファレンスチームの結成に要する経費 439 ○ 供述の信用性の確保に向けた客観的聴取技法習得者の育成及び司法面接室の整備に要する経費 7,443 ○ 児童相談所保有情報を警察と即時共有するための専用端末の整備に要する経費 1,988							

部名	課名	科目			事項名	予算額	説明
		款	項	目			
教	教職員課	10	1	3	[新] 教師人材の確保強化推進費	5,298	○ 教師人材確保のためのイベントや広報に要する経費
	施設課	10	1	4	ICT環境整備費	5,196,007	[新] 公立学校の1人1台端末の更新に要する経費
	文化財保護課	10	6	3	[新] 旧福岡県公会堂貴賓館魅力向上推進費	5,879	○ 旧福岡県公会堂貴賓館でのナイトコンサート等の実施に要する経費
育	高校教育課	10	1	4	英語力向上推進費	27,150	[新] ALTスペシャリストの配置に要する経費
					[新] 自動車・半導体関連産業人材育成費	13,639	○ 自動車・半導体関連産業を支える人材育成のための実習環境の整備に要する経費
					[新] 県立高校学びの多様化推進費	14,491	○ 博多青松高校通信制教育の充実に要する経費 2,240 ○ 県立高等学校における学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置準備に要する経費 12,251
					[新] 県立高校金融リテラシー教育推進費	14,355	○ 県立高等学校における金融リテラシー教育の実施に要する経費
					[新] 県立高校産業教育充実費	3,317	○ 高度な職業資格を対象とした検定料の助成に要する経費
					委員	義務教育課	10
いじめ・不登校総合対策費	24,016	○ いじめ及び不登校の予防・早期発見と解決を図るための経費 ・[新] 早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実費					
公立幼稚園環境整備事業費	224	[新] 公立幼稚園における補助員等配置による園務平準化支援に要する経費					
[新] 研修受講履歴記録システム導入費	5,676	○ 教員研修履歴記録システム及び教員研修プラットフォームの利用に要する経費					
員	特別支援教育課	10	1	4	[新] 県立特別支援学校生徒希望進路実現支援費	15,851	○ 特別支援学校生徒の就職促進を図るためのガイダンス等の実施に要する経費
					5	2	特別支援学校設備充実費
会	人権・同和教育課	10	1	4	[新] 人権リーダーシップ育成費	4,927	○ 人権リーダーシップ育成合宿等の実施に要する経費
	体育・スポーツ健康課	10	1	4	ワンヘルス教育総合推進費	5,969	[新] 小中学校における農業高校を活用したワンヘルス学習の実施等に要する経費 3,317 [新] 農業高校等における先進的な取組の実施に要する経費 1,790 [新] 青少年教育施設におけるワンヘルスの普及啓発に要する経費 862
					[新] 読書バリアフリー推進費	4,738	○ 県立図書館における読書支援機器の整備等に要する経費
	社会教育課	10	6	1	[新] 子どもの社会的自立に向けた居場所づくり推進費	8,915	○ 少年自然の家「玄海の家」における不登校児童生徒の受入体制の強化に要する経費
企業局	管理課	企業会計	[新] うきは西部工業用地造成事業費	776,034	○ うきは西部工業用地の造成に要する経費		
合計 (200件)						10,887,223	

# 令和5年度2月補正予算(総合経済対策)における新規事業について

(単位：千円)

部名	課名	科目			事項名	予算額	説明	
		款	項	目				
地企 域振 興部	交通政策課	2	2	3	[新] 地域公共交通人材確保対策費	132,000	○ 女性や若者、外国人を雇用する乗合バス事業者、タクシー事業者を対象とした職場環境整備に対する助成	
県人 民づ 生き 活部 外	私学振興課 外 4 課	5	3	1	[新] 児童福祉施設等における性被害防止対策費	49,593	○ 児童福祉施設等におけるこどもたちの性被害防止対策のための設備整備に対する助成等 ・ 県立特別支援学校 2,100 ・ 届出保育施設 12,210 ・ 児童養護施設等 2,063 ・ 障がい児施設 29,205 ・ 私立幼稚園 4,015	
				4				1
				5				1
				9				2
介保 健医 務部	がん感染症 疾病対策課	3	3	5	[新] 新興感染症患者入院医療機関等施設・設備整備費	747,891	○ 県と医療措置協定を締結する医療機関が行う施設・設備に対する助成	
	薬務課	3	4	4	[新] 電子処方箋導入促進費	1,136,273	○ 医療機関等が行う電子処方箋管理サービスの導入に対する助成	
商      工 部	商工政策課	7	1	2	[新] 貨物自動車運送事業経営強化緊急支援事業費	602,335	○ トラック運送事業者が行うドライバーの負担軽減等に資する取組に対する助成	
	中小企業振興課	7	1	2	[新] 中小企業価格交渉・賃上げ支援費	33,120	○ 中小企業への専門家派遣に要する経費	
	中小企業技術振興課	7	2	6	[新] 中小企業省エネ製品開発支援費	50,737	○ 中小企業が行う技術・製品開発に対する助成	
	新産業課	7	2	6	[新] 未来IT産業振興事業費	18,380	○ 生成AIなど革新的な技術を活用した製品開発に対する助成	
							[新] 宇宙ビジネス創出推進費	30,304
	自動車・ 水素産業 振興課	7	2	6	水素グリーン成長戦略推進費	26,400	[新] FCトラック導入物流事業者に対する燃料代の一部を助成	
							北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進費	40,345
観光振興課	7	3	1	[新] 地域観光消費拡大事業費	85,000	○ 観光事業者の観光素材開発等に対する助成		
農林 水産 部	園芸振興課	6	2	2	青果物のストックポイントを活用した新たな流通体制構築費	27,112	[新] レンタルパレットを活用した効率的な出荷体制の構築に対する助成	
	水田農業振興課	6	2	3	[新] 県産米粉の新たな需要創出事業費	79,154	○ 県産米粉を使用した新商品の開発・製造等の支援に要する経費 75,000 ○ 米粉用米の生産拡大に取り組む農家の支援に要する経費 4,154	
教育 委員 会	施設課	10	1	4	[新] 公立学校情報機器整備基金設置費	5,235,471	○ 公立学校情報機器整備基金の造成に要する経費	
	高校教育課	10	1	4	[新] 高等学校DX加速化推進費	201,000	○ 情報、理数教育を強化する学校のデジタル環境整備に要する経費	
	義務教育課	10	1	4	[新] 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援費	50,400	○ 教育支援センターにおける不登校支援充実に向けた実証事業に要する経費 15,000 ○ 小中学校における1人1台端末を活用した心身の健康観察アプリの導入に向けた実証事業に要する経費 35,400	
合計 (17件)						8,545,515		

R6当初予算及びR5.2月補正(総合経済対策)予算 合計(217件)	19,432,738	
---------------------------------------	------------	--

# 令和6年度における使用料・手数料の改定について

(条例関係) 11件

(単位：千円)

条 例 名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施 行	理 由																																															
議 会 提 出	福岡県消防関係手数料条例 危険物取扱者試験、消防設備士試験及び危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施に係る手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">危険物取扱者試験</td> <td>甲種</td> <td>6,600円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>乙種</td> <td>4,600円</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>丙種</td> <td>3,700円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防設備士試験</td> <td>甲種</td> <td>5,700円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>乙種</td> <td>3,800円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">危険物取扱者保安講習</td> <td>4,700円</td> <td>5,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		現行	改正後	危険物取扱者試験	甲種	6,600円	7,200円	乙種	4,600円	5,300円	丙種	3,700円	4,200円	消防設備士試験	甲種	5,700円	6,600円	乙種	3,800円	4,400円	危険物取扱者保安講習		4,700円	5,300円	3,718	R6.5.1	改定 (政令の改正)																						
	区分		現行	改正後																																															
	危険物取扱者試験	甲種	6,600円	7,200円																																															
		乙種	4,600円	5,300円																																															
丙種		3,700円	4,200円																																																
消防設備士試験	甲種	5,700円	6,600円																																																
	乙種	3,800円	4,400円																																																
危険物取扱者保安講習		4,700円	5,300円																																																
福岡県保健福祉関係手数料条例 指定介護療養型医療施設の指定等の審査に係る以下の手数料の削除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定介護療養型医療施設指定申請手数料</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の名称	金額	指定介護療養型医療施設指定申請手数料	40,000円	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	25,000円	指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	25,000円	0	R6.4.1	削除 (法律の改正)																																								
手数料の名称	金額																																																		
指定介護療養型医療施設指定申請手数料	40,000円																																																		
指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	25,000円																																																		
指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	25,000円																																																		
福岡県職業能力開発関係手数料条例 技能検定実技試験の受検に係る手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>対象者</th> <th>減額措置額</th> <th>減額後手数料額</th> <th>対象者</th> <th>減額措置額</th> <th>減額後手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2級</td> <td>25歳未満の在職者</td> <td>9,000円</td> <td>9,200円</td> <td rowspan="2">全ての受検者</td> <td rowspan="2">0円</td> <td rowspan="2">18,200円</td> </tr> <tr> <td>25歳未満の在職者以外</td> <td>0円</td> <td>18,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3級</td> <td>25歳未満の在職者</td> <td>9,000円</td> <td>9,200円</td> <td>23歳未満の在職者</td> <td>9,000円</td> <td>9,200円</td> </tr> <tr> <td>25歳未満の在職者以外</td> <td>0円</td> <td>18,200円</td> <td>23歳未満の在職者以外</td> <td>4,500円</td> <td>13,700円</td> </tr> <tr> <td>25歳未満の在校生かつ在職者</td> <td>9,000円</td> <td>3,100円</td> <td>23歳未満の在校生かつ在職者</td> <td>9,000円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>25歳未満の在校生</td> <td>0円</td> <td>12,100円</td> <td>23歳未満の在校生</td> <td>4,500円</td> <td>7,600円</td> </tr> </tbody> </table> ※在職者：雇用保険の被保険者 ※在校生：大学、短大、高校、専門学校等の学生、公共職業能力開発施設等の訓練生	区分	現行			改正後			対象者	減額措置額	減額後手数料額	対象者	減額措置額	減額後手数料額	2級	25歳未満の在職者	9,000円	9,200円	全ての受検者	0円	18,200円	25歳未満の在職者以外	0円	18,200円	3級	25歳未満の在職者	9,000円	9,200円	23歳未満の在職者	9,000円	9,200円	25歳未満の在職者以外	0円	18,200円	23歳未満の在職者以外	4,500円	13,700円	25歳未満の在校生かつ在職者	9,000円	3,100円	23歳未満の在校生かつ在職者	9,000円	3,100円	25歳未満の在校生	0円	12,100円	23歳未満の在校生	4,500円	7,600円	0 (県職業能力開発協会の収入)	R6.4.1	改定 (国の制度改正を踏まえたもの)
区分		現行			改正後																																														
	対象者	減額措置額	減額後手数料額	対象者	減額措置額	減額後手数料額																																													
2級	25歳未満の在職者	9,000円	9,200円	全ての受検者	0円	18,200円																																													
	25歳未満の在職者以外	0円	18,200円																																																
3級	25歳未満の在職者	9,000円	9,200円	23歳未満の在職者	9,000円	9,200円																																													
	25歳未満の在職者以外	0円	18,200円	23歳未満の在職者以外	4,500円	13,700円																																													
	25歳未満の在校生かつ在職者	9,000円	3,100円	23歳未満の在校生かつ在職者	9,000円	3,100円																																													
	25歳未満の在校生	0円	12,100円	23歳未満の在校生	4,500円	7,600円																																													
福岡県商工関係手数料条例 高圧ガスの製造許可手数料 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当し、移動式製造設備（液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けたもの）のみを使用して高圧ガスを製造する場合の手数料額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の処理容積(m<sup>3</sup>)</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万以上</td> <td>91,000円</td> <td rowspan="10">6,000円</td> </tr> <tr> <td>500万 以上 1千万 未満</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>100万 以上 500万 未満</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>50万 以上 100万 未満</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td>10万 以上 50万 未満</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>2万5千 以上 10万 未満</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>5千 以上 2万5千 未満</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>1千 以上 5千 未満</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>200 以上 1千 未満</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>100 以上 200 未満</td> <td>7,400円</td> </tr> </tbody> </table>	設備の処理容積(m <sup>3</sup> )	現行	改定後	1千万以上	91,000円	6,000円	500万 以上 1千万 未満	75,000円	100万 以上 500万 未満	60,000円	50万 以上 100万 未満	44,000円	10万 以上 50万 未満	27,000円	2万5千 以上 10万 未満	21,000円	5千 以上 2万5千 未満	16,000円	1千 以上 5千 未満	13,000円	200 以上 1千 未満	11,000円	100 以上 200 未満	7,400円	0	R6.4.1	改定 (政令の改正)																								
設備の処理容積(m <sup>3</sup> )	現行	改定後																																																	
1千万以上	91,000円	6,000円																																																	
500万 以上 1千万 未満	75,000円																																																		
100万 以上 500万 未満	60,000円																																																		
50万 以上 100万 未満	44,000円																																																		
10万 以上 50万 未満	27,000円																																																		
2万5千 以上 10万 未満	21,000円																																																		
5千 以上 2万5千 未満	16,000円																																																		
1千 以上 5千 未満	13,000円																																																		
200 以上 1千 未満	11,000円																																																		
100 以上 200 未満	7,400円																																																		

条 例 名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施 行	理 由																																																																																				
2 月 議	福岡県道路占 用料徴収条例 道路占用料 ○改正の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>所在地</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第一種電柱</td> <td>第一級地</td> <td>960 円</td> <td>1,100 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>760 円</td> <td>720 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>700 円</td> <td>670 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>650 円</td> <td>580 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>420 円</td> <td>380 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第一種電話柱</td> <td>第一級地</td> <td>860 円</td> <td>940 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>680 円</td> <td>640 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>630 円</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>580 円</td> <td>520 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>380 円</td> <td>340 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の柱類</td> <td>第一級地</td> <td>86 円</td> <td>94 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>68 円</td> <td>64 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>63 円</td> <td>60 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>58 円</td> <td>52 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>38 円</td> <td>34 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所</td> <td>第一級地</td> <td>1,700 円</td> <td>1,900 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>1,400 円</td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>1,300 円</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>1,200 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>750 円</td> <td>680 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外径が0.1m以上 0.15m未満のも の</td> <td>第一級地</td> <td>77 円</td> <td>85 円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>61 円</td> <td>58 円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>56 円</td> <td>54 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>53 円</td> <td>46 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>34 円</td> <td>30 円</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件	所在地	現行	改正後	第一種電柱	第一級地	960 円	1,100 円	第二級地	760 円	720 円	第三級地	700 円	670 円	第四級地	650 円	580 円	第五級地	420 円	380 円	第一種電話柱	第一級地	860 円	940 円	第二級地	680 円	640 円	第三級地	630 円	600 円	第四級地	580 円	520 円	第五級地	380 円	340 円	その他の柱類	第一級地	86 円	94 円	第二級地	68 円	64 円	第三級地	63 円	60 円	第四級地	58 円	52 円	第五級地	38 円	34 円	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	第一級地	1,700 円	1,900 円	第二級地	1,400 円	1,300 円	第三級地	1,300 円	1,200 円	第四級地	1,200 円	1,000 円	第五級地	750 円	680 円	外径が0.1m以上 0.15m未満のも の	第一級地	77 円	85 円	第二級地	61 円	58 円	第三級地	56 円	54 円	第四級地	53 円	46 円	第五級地	34 円	30 円	△ 22,952	R 6.4.1	改定 (政令の改正)
	占有物件	所在地	現行	改正後																																																																																				
第一種電柱	第一級地	960 円	1,100 円																																																																																					
	第二級地	760 円	720 円																																																																																					
	第三級地	700 円	670 円																																																																																					
	第四級地	650 円	580 円																																																																																					
	第五級地	420 円	380 円																																																																																					
第一種電話柱	第一級地	860 円	940 円																																																																																					
	第二級地	680 円	640 円																																																																																					
	第三級地	630 円	600 円																																																																																					
	第四級地	580 円	520 円																																																																																					
	第五級地	380 円	340 円																																																																																					
その他の柱類	第一級地	86 円	94 円																																																																																					
	第二級地	68 円	64 円																																																																																					
	第三級地	63 円	60 円																																																																																					
	第四級地	58 円	52 円																																																																																					
	第五級地	38 円	34 円																																																																																					
変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	第一級地	1,700 円	1,900 円																																																																																					
	第二級地	1,400 円	1,300 円																																																																																					
	第三級地	1,300 円	1,200 円																																																																																					
	第四級地	1,200 円	1,000 円																																																																																					
	第五級地	750 円	680 円																																																																																					
外径が0.1m以上 0.15m未満のも の	第一級地	77 円	85 円																																																																																					
	第二級地	61 円	58 円																																																																																					
	第三級地	56 円	54 円																																																																																					
	第四級地	53 円	46 円																																																																																					
	第五級地	34 円	30 円																																																																																					
会 提 出	福岡県港湾施 設管理条例 港湾施設使用料 ○改正の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>所在地</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第一種電柱</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>700 円</td> <td>670 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>650 円</td> <td>580 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第一種電話柱</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>630 円</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>580 円</td> <td>520 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の柱類</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>63 円</td> <td>60 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>58 円</td> <td>52 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>1,300 円</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>1,200 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外径が0.1m以上 0.15m未満のも の</td> <td>第一級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>56 円</td> <td>54 円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>53 円</td> <td>46 円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件	所在地	現行	改正後	第一種電柱	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	700 円	670 円	第四級地	650 円	580 円	第五級地	—	—	第一種電話柱	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	630 円	600 円	第四級地	580 円	520 円	第五級地	—	—	その他の柱類	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	63 円	60 円	第四級地	58 円	52 円	第五級地	—	—	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	1,300 円	1,200 円	第四級地	1,200 円	1,000 円	第五級地	—	—	外径が0.1m以上 0.15m未満のも の	第一級地	—	—	第二級地	—	—	第三級地	56 円	54 円	第四級地	53 円	46 円	第五級地	—	—	△ 3,465	R 6.4.1	改定 (政令の改正)
	占有物件	所在地	現行	改正後																																																																																				
第一種電柱	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	700 円	670 円																																																																																					
	第四級地	650 円	580 円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
第一種電話柱	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	630 円	600 円																																																																																					
	第四級地	580 円	520 円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
その他の柱類	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	63 円	60 円																																																																																					
	第四級地	58 円	52 円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	1,300 円	1,200 円																																																																																					
	第四級地	1,200 円	1,000 円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					
外径が0.1m以上 0.15m未満のも の	第一級地	—	—																																																																																					
	第二級地	—	—																																																																																					
	第三級地	56 円	54 円																																																																																					
	第四級地	53 円	46 円																																																																																					
	第五級地	—	—																																																																																					

(条例関係) 11件

(単位：千円)

条 例 名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施 行	理 由																																																																																				
2 月 議	福岡県河川流水占用料等徴収条例  河川占用料  ○改正の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>所在地</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第一種電柱</td> <td>第一級地</td> <td>960円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>760円</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>700円</td> <td>670円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>650円</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>420円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第二種電柱</td> <td>第一級地</td> <td>1,500円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>1,100円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>1,000円</td> <td>890円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>650円</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の柱類</td> <td>第一級地</td> <td>86円</td> <td>94円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>68円</td> <td>64円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>63円</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>58円</td> <td>52円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>38円</td> <td>34円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">送電塔</td> <td>第一級地</td> <td>1,700円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>1,400円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>1,300円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>1,200円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>750円</td> <td>680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外径が0.1m以上 0.15m未満のもの</td> <td>第一級地</td> <td>77円</td> <td>85円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>61円</td> <td>58円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>56円</td> <td>54円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>53円</td> <td>46円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>34円</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	所在地	現行	改正後	第一種電柱	第一級地	960円	1,100円	第二級地	760円	720円	第三級地	700円	670円	第四級地	650円	580円	第五級地	420円	380円	第二種電柱	第一級地	1,500円	1,600円	第二級地	1,200円	1,100円	第三級地	1,100円	1,000円	第四級地	1,000円	890円	第五級地	650円	580円	その他の柱類	第一級地	86円	94円	第二級地	68円	64円	第三級地	63円	60円	第四級地	58円	52円	第五級地	38円	34円	送電塔	第一級地	1,700円	1,900円	第二級地	1,400円	1,300円	第三級地	1,300円	1,200円	第四級地	1,200円	1,000円	第五級地	750円	680円	外径が0.1m以上 0.15m未満のもの	第一級地	77円	85円	第二級地	61円	58円	第三級地	56円	54円	第四級地	53円	46円	第五級地	34円	30円	△ 3,165	R 6.4.1	改定 (政令の改正)
	占用物件	所在地	現行	改正後																																																																																				
第一種電柱	第一級地	960円	1,100円																																																																																					
	第二級地	760円	720円																																																																																					
	第三級地	700円	670円																																																																																					
	第四級地	650円	580円																																																																																					
	第五級地	420円	380円																																																																																					
第二種電柱	第一級地	1,500円	1,600円																																																																																					
	第二級地	1,200円	1,100円																																																																																					
	第三級地	1,100円	1,000円																																																																																					
	第四級地	1,000円	890円																																																																																					
	第五級地	650円	580円																																																																																					
その他の柱類	第一級地	86円	94円																																																																																					
	第二級地	68円	64円																																																																																					
	第三級地	63円	60円																																																																																					
	第四級地	58円	52円																																																																																					
	第五級地	38円	34円																																																																																					
送電塔	第一級地	1,700円	1,900円																																																																																					
	第二級地	1,400円	1,300円																																																																																					
	第三級地	1,300円	1,200円																																																																																					
	第四級地	1,200円	1,000円																																																																																					
	第五級地	750円	680円																																																																																					
外径が0.1m以上 0.15m未満のもの	第一級地	77円	85円																																																																																					
	第二級地	61円	58円																																																																																					
	第三級地	56円	54円																																																																																					
	第四級地	53円	46円																																																																																					
	第五級地	34円	30円																																																																																					
会 提 出	福岡県一般海域管理条例  一般海域使用料  ○改正の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>所在地</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第一種電柱</td> <td>第一級地</td> <td>960円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>760円</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>700円</td> <td>670円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>650円</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>420円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">鉄塔</td> <td>第一級地</td> <td>2,600円</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>1,400円</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>970円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>620円</td> <td>590円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外径が0.1m以上 0.15m未満のもの</td> <td>第一級地</td> <td>77円</td> <td>85円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>61円</td> <td>58円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>56円</td> <td>54円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>53円</td> <td>46円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>34円</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">仮設工作物</td> <td>第一級地</td> <td>390円</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>310円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>210円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>150円</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>94円</td> <td>89円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">材料置場</td> <td>第一級地</td> <td>240円</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>第二級地</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>第三級地</td> <td>140円</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>第四級地</td> <td>93円</td> <td>89円</td> </tr> <tr> <td>第五級地</td> <td>59円</td> <td>56円</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	所在地	現行	改正後	第一種電柱	第一級地	960円	1,100円	第二級地	760円	720円	第三級地	700円	670円	第四級地	650円	580円	第五級地	420円	380円	鉄塔	第一級地	2,600円	2,800円	第二級地	2,000円	2,000円	第三級地	1,400円	1,400円	第四級地	970円	930円	第五級地	620円	590円	外径が0.1m以上 0.15m未満のもの	第一級地	77円	85円	第二級地	61円	58円	第三級地	56円	54円	第四級地	53円	46円	第五級地	34円	30円	仮設工作物	第一級地	390円	420円	第二級地	310円	300円	第三級地	210円	200円	第四級地	150円	140円	第五級地	94円	89円	材料置場	第一級地	240円	260円	第二級地	200円	200円	第三級地	140円	140円	第四級地	93円	89円	第五級地	59円	56円	△ 16	R 6.4.1	改定 (政令の改正)
	占用物件	所在地	現行	改正後																																																																																				
第一種電柱	第一級地	960円	1,100円																																																																																					
	第二級地	760円	720円																																																																																					
	第三級地	700円	670円																																																																																					
	第四級地	650円	580円																																																																																					
	第五級地	420円	380円																																																																																					
鉄塔	第一級地	2,600円	2,800円																																																																																					
	第二級地	2,000円	2,000円																																																																																					
	第三級地	1,400円	1,400円																																																																																					
	第四級地	970円	930円																																																																																					
	第五級地	620円	590円																																																																																					
外径が0.1m以上 0.15m未満のもの	第一級地	77円	85円																																																																																					
	第二級地	61円	58円																																																																																					
	第三級地	56円	54円																																																																																					
	第四級地	53円	46円																																																																																					
	第五級地	34円	30円																																																																																					
仮設工作物	第一級地	390円	420円																																																																																					
	第二級地	310円	300円																																																																																					
	第三級地	210円	200円																																																																																					
	第四級地	150円	140円																																																																																					
	第五級地	94円	89円																																																																																					
材料置場	第一級地	240円	260円																																																																																					
	第二級地	200円	200円																																																																																					
	第三級地	140円	140円																																																																																					
	第四級地	93円	89円																																																																																					
	第五級地	59円	56円																																																																																					





(条例関係) 11件

(単位：千円)

条 例 名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施 行	理 由															
2 月 議 会 提 出	福岡県警察関係手数料条例 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の受講に係る手数料 (現行) 12,700円→(改定後) 14,000円	364	R 6.4.1	改定 (政令の改正)															
	認定証の再交付等に係る以下の手数料の削除 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料の名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警備業認定証再交付申請手数料</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>警備業認定証書換申請手数料</td> <td style="text-align: right;">2,200円</td> </tr> <tr> <td>自動車運転代行業認定証再交付申請手数料</td> <td style="text-align: right;">1,700円</td> </tr> <tr> <td>自動車運転代行業認定証書換申請手数料</td> <td style="text-align: right;">2,100円</td> </tr> <tr> <td>探偵業開始届出証明書交付手数料</td> <td style="text-align: right;">3,600円</td> </tr> <tr> <td>探偵業変更届出証明書交付手数料</td> <td style="text-align: right;">1,600円</td> </tr> <tr> <td>探偵業届出証明書再交付手数料</td> <td style="text-align: right;">1,100円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の名称	金額	警備業認定証再交付申請手数料	2,000円	警備業認定証書換申請手数料	2,200円	自動車運転代行業認定証再交付申請手数料	1,700円	自動車運転代行業認定証書換申請手数料	2,100円	探偵業開始届出証明書交付手数料	3,600円	探偵業変更届出証明書交付手数料	1,600円	探偵業届出証明書再交付手数料	1,100円	△293	R 6.4.1
手数料の名称	金額																		
警備業認定証再交付申請手数料	2,000円																		
警備業認定証書換申請手数料	2,200円																		
自動車運転代行業認定証再交付申請手数料	1,700円																		
自動車運転代行業認定証書換申請手数料	2,100円																		
探偵業開始届出証明書交付手数料	3,600円																		
探偵業変更届出証明書交付手数料	1,600円																		
探偵業届出証明書再交付手数料	1,100円																		